

令和7年 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の候補者募集要領

平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選出方法が公選制から町長の任命制に変更になりました。また、現場活動を中心に担う農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに委嘱することになりました。これにより農業委員候補者については町長が、推進委員候補者については農業委員会が、農業者や農業関係団体その他関係者などに推薦を求めるとともに、一般的な募集（公募）によりこれらの委員を決定しなければならないことになりました。つきましては、それぞれの候補者を次のとおり募集します。なお、推薦を受け又は応募していただいても必ず候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

また、国の方針として農業委員の3割を女性委員がなることが推奨されております。（大河原町の場合：農業委員の定数9名×0.3[30%]=2.7名≒3名となります）

1 募集の対象

- (1) 農業委員候補者
- (2) 推進委員候補者

2 募集の期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月15日（水）まで [30日間]

3 推薦及び応募の資格

農業に関する識見を有しており、職務を適切に行うことができるかたで、次のいずれにも該当しないかたです。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないかた
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- (3) 大河原町の「特別職の非常勤職員」となりますので、その兼職を禁止されているかた
（※個別にお問合せください）

4 募集の人数

- (1) 農業委員 9人
- (2) 推進委員 6人（担当する区域があり、次の表のとおりです。）

区域名	区域	定数
大河原	小山田、橋本、福田、小島、上川原、上町1区・上町2区、中町、本町1区・2区、新田町、桜町1～3区、尾形丁1区・2区、末広、保料、西原、幸町、錦町、中島町、住吉町、原前、南原前、稗田、上谷1～3区、上大谷、丑越、緑団地の各行政区域	3人
金ヶ瀬	金ヶ瀬1～6区、湯尻、堤1区・2区、新開、新寺の各行政区域	3人

5 推薦又は応募の方法

推薦届出書と推薦承諾書又は応募届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、締切日までに農業委員会事務局へ提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着でないと受け付けません。また、提出された届出書等は返却しませんのでご了承ください。

※個人による推薦には3名以上の推薦者が必要です。

※農業委員と推進委員のどちらの候補者にもなる事や、居住地でない区域や複数の区域の候補者になる事もあります。

※メール及びFAXによる提出は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

※推薦又は応募された方の氏名、年齢、性別及び職業は公表されますのでご承知ください。

6 候補者の選定

農業委員の過半数以上は認定農業者としなければならないなどの法令などに合わせた候補者の選定となり、町長若しくは農業委員会が候補者を選定します。なお、その際必要に応じて面接による意見聴取をおこなう場合があります。

7 選定結果の通知

農業委員は令和7年11月下旬に候補者として通知し、その後、町議会（12月中旬）の承認を受けることとなります。推進委員も令和7年11月下旬に候補者として通知し、その後農業委員会総会（1月上旬）で決定することとなります。

8 個人情報の取扱い

募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに候補者の選定以外の目的に使用することはありません。

9 任期

- (1) 農業委員 令和8年1月1日～令和10年12月31日
- (2) 推進委員 令和8年1月の推進委員決定の日～令和10年12月31日

10 主な職務

(1) 農業委員

- ①農地法等によりその権限に属する業務を行います。具体的には、月に1回（必要に応じて複数回）開催する農業委員会総会に出席し、付議される案件について審議します。
- ②農地等の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用最適化に関する業務を行うとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定します。
- ③研修会等へ出席します。

(2) 推進委員

- ①担当区域内において担い手への農地の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場での調整活動を中心とする業務を行います。
- ②農地の権利移動の許可その他農業委員会が行うべき事務に関する申請者への聞き取りと現地調査を行い、推進委員としての意見書を提出します。また、月に1回（必要に応じて複数回）開催される農業委員会総会へ出席し、担当する区域の付議議案に関する意見を述べます。
- ③研修会等へ出席します。

11 身分及び報酬額

農業委員及び推進委員は、大河原町の「特別職の非常勤職員」となり、月額25,000円の報酬等が支給されます。（会長は29,000円）

12 募集に関しての問い合わせ先

〒989-1295 大河原町字新南19番地

大河原町農業委員会事務局（役場3階農政課内 ⑧番窓口）

TEL：0224-87-6277（農政課と共通） FAX：0224-53-3818（役場共通[総務課]）

メールアドレス：noui@town.ogawara.miyagi.jp